

3 健障支第 141 号
令和 3 年 5 月 14 日

各障害福祉サービス等事業所
管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

「愛知県緊急事態措置」の実施に係る障害福祉サービス等事業所の対応について（依頼）

日頃より、感染拡大防止に取り組みながら障害福祉サービスの提供を継続していただき、ありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、国において、愛知県に緊急事態宣言の発出が決定されました。

つきましては、各事業所において、愛知県作成の別紙「愛知県緊急事態措置」をご確認いただくとともに、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き障害福祉サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、障害福祉サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和 2 年 10 月 15 日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」等を参考に、引き続き適切な対応をお願いします。

障害福祉サービス等事業所におけるクラスターの発生を防止するため、常時マスクを着用する、部屋の換気を十分に行う、共用の電話やパソコン、手指のこまめな消毒を行う、居場所の切り替わりでの対策を徹底する、従業者や通所の利用者に体調不良の症状が見られる場合は出勤や利用を控えるといった基本的な感染予防策を徹底していただくことが重要です。利用者や従事者の皆さまに対して十分に注意していただくよう、お願いします。

障害者支援課指定指導係
電 話 052-972-2578
F A X 052-972-4149